

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）に基づく保護停止決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が、請求人に対し、令和4年8月18日付けの保護（停止）決定通知書により行った保護停止決定処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下のことから本件処分の違法・不当を主張している。

請求人は、大家と裁判をしており、今回一審で負け、保証人である息子の給料の4分の1約4万円を差し押さえられたので、息子を助けるため、請求人が毎月2万円から3万円息子を援助している。

そのような実情があるため、住居費用を支給せず、保護の停止をした本件処分は不服である。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用して、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
-------	---------

令和 6 年 8 月 3 0 日	諮問
令和 6 年 1 2 月 2 3 日	審議（第 9 5 回第 2 部会）
令和 7 年 1 月 2 4 日	審議（第 9 6 回第 2 部会）

第 6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 保護の補足性・基準及び住宅扶助

法 4 条 1 項は、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとし、法 1 1 条 1 項 3 号は、保護の種類として「住宅扶助」を挙げている。

法 8 条 1 項は、保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとしている。

そして、法 1 4 条は、住宅扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、住居又は補修その他住宅の維持のために必要なものの事項の範囲内において行われるとしている。

(2) 年金等の収入認定

「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和 3 8 年 4 月 1 日付社発第 2 4 6 号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第 8 ・ 1 ・ (4) ・ アは、厚生年金保険法、国民年金法等による給付で、1 年以内の期間ごとに支給される年金又は手当については、実際の受給額を原則として受給月から次の受給月の前月までの各月に分割して収入認定することとしている。

また、同・イは、老齢年金等で、介護保険法第 1 3 5 条の規定により介護保険料の特別徴収の対象となるものについては、特別徴収された後の実際の受給額を認定することとしている。

(3) 保護の停止について

法 2 6 条は、保護の実施機関は、被保護者が保護を必要としなくなったときは、速やかに、保護の停止を決定し、書面をもって、これを被保護者に通知しなければならないとしている。

そして、「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」

（昭和３８年４月１日付社保第３４号厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知」という。）第１０・問１２（答）１・(1)は、保護を停止すべき場合として、「当該世帯における臨時的な収入の増加、最低生活費の減少等により、一時的に保護を必要としなくなった場合であって、以後において見込まれるその世帯の最低生活費及び収入の状況から判断して、おおむね６か月以内に再び保護を要する状態になることが予想されるとき」を挙げており、この場合には、以後において見込まれる当該世帯の最低生活費及び収入充当額に基づき、停止期間（原則として日を単位とする。）をあらかじめ定めることとしている。

(4) 局長通知等の位置付け

局長通知及び課長通知は、いずれも地方自治法２４５条の９第１項及び３項の規定に基づく処理基準である。

2 本件についての検討

これを本件についてみると、処分庁は、本件訴訟の判決及び本件物件の賃貸人代理人弁護士からの情報により、令和４年１月末日をもって本件物件の賃貸借契約が終了し、請求人にはその後の賃料が発生していないことを確認したことから、請求人の住宅扶助を削除することとし、その結果、請求人の収入充当額が最低生活費を上回るため、同年９月１日付けで請求人の保護を停止したことが認められる。

処分庁が保護基準に従って計算した請求人の同年９月分の最低生活費は８０，５８６円（生活扶助費７１，９００円、医療扶助費６，１６４円（同年４月から６月までの医療費の平均額）、介護保険料１，６９７円及び後期高齢者医療保険料８２５円の合計額）であり、また、請求人の収入充当額は１３３，３１４円（介護保険料特別徴収額を控除した後の老齢基礎・厚生年金の月額）であるから、請求人の収入充当額は最低生活費を上回る。

ところで、当該年金収入は、介護保険料特別徴収額を控除した後の額であるから、最低生活費に介護保険料を加えて算定することは、介護保険料を二重に計算することとなり、相当でない。

そうすると、請求人の最低生活費は、７８，８８９円（生活扶助費７１，９００円、医療扶助費６，１６４円及び後期高齢者医療保険料８２５円の合計額）となるが、請求人の収入充当額が最低生活費を上回ることに変わりはない。したがって、保護を必要としなくなったと

きに該当し、処分庁は、速やかに、請求人の保護の停止を決定しなければならないものである（１・(3)）。

そして、請求人は、いずれ転居により住宅扶助が計上され、最低生活費が収入充当額を上回ることが想定されるものであるから、「一時的に保護を必要としなくなった場合であって、以後において見込まれるその世帯の最低生活費及び収入の状況から判断して、おおむね６か月以内に再び保護を要する状態になることが予想されるとき」（同）に該当するところ、処分庁は、転居指導を行う期間を考慮して３か月を停止期間としていることが認められる。

以上によれば、本件処分は、上記１の法令等の定めに従って適切に行われたものということができ、違法又は不当な点は認められない。

3 請求人の主張についての検討

請求人は、上記第３のとおり、本件訴訟で負け、保証人である息子の給料が差し押さえられたので、息子を援助している実情があるため、本件処分に不服である旨主張する。

しかし、本件物件の賃貸借契約は既に終了し、請求人に賃料は発生していないのであるから、住宅扶助を削除した最低生活費と収入充当額とを比較して請求人の保護を停止した本件処分が上記１の法令等の定めに従って適切になされたものであることは上記２で述べたとおりである。

したがって、請求人の主張には理由がない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点があるとは認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第１ 審査会の結論」のとおり判断する。

（答申を行った委員の氏名）

後藤眞理子、筑紫圭一、中村知己